

〈緊急連載〉新型コロナウイルス感染症への法務対応(1)

想定し得る諸問題の概観

三笥 裕 弁護士
黒田 裕 弁護士

一 はじめに

二〇一九年一二月に中華人民共和国湖北省武漢市で新型コロナウイルス感染症(COVID-19:以下「新型コロナウイルス」という)の最初の症例が報告されて以降、新型コロナウイルスの感染は急速に拡大している。各国政府も検査態勢を強化する等感染拡大防止に努めているが、新型コロナウイルスは強い感染力と感染経路の特定が困難な点に特徴があり、すでに中国以外の世界各国に広がりを見せている。わが国も、二〇二〇年一月二八日、新型コロナウイルスを感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律(平成一〇年法律第一一四号。以下「感染症予防法」という)の指定感染症(注一)として定め(注二)、関係各所にて感染拡大の防止に向けた努力が続けられているが、二〇二〇年二月二五日正午時点で、武漢からのチャーター便帰国者を除く陽性判明国内事例ですでに一四〇名(うち、日本国籍の感染者は一〇六名)を数えており、不幸にして一の死亡が報告されている(注三)。このような中、政府は同日、新型コロナウイルス対策本部において、新型コロナウイルス

感染症対策の基本方針を決定し、公表した(注四)。

新型コロナウイルスの感染拡大およびその長期化によつて、観光・運輸産業への影響はもとより、中国における工場の停止や物流の停滞が相次ぎ、電子部品をはじめとする企業のサプライチェーンが深刻な打撃を受けており、企業の経済活動も大きな影響を受けている。

本連載は、新型コロナウイルスに関連して企業の法務担当者が直面するであろう問題につきその対処法を紹介するものである。日々状況が変わる中で、臨機応変な対処が求められるため、精緻な議論よりも、速報性を重視して、実務的な対応に主眼を置くこととし、次回以降は、おおむね一テーマ一頁で毎回二テーマずつ取り扱う予定である。第一回目となる本稿では、現時点で想定し得る問題を概観したい。なお、本稿執筆時点は二〇二〇年二月二六日である。

(注一)「指定感染症」とは、「既に知られている感染症の疾病(一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症を除く)であつて、……(感染症予防法)規定の全

部又は一部を準用しなければ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるもの」をいう(感染症予防法六条八項)。

(注二) 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和二年政令第一一〇号。指定感染症としての指定期間は、二〇二〇年二月七日～二〇二二年二月六日とされている(同政令二条))。

(注三) 厚生労働省の公表資料(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09747.html)による。なお、クルーズ船の発件数は、国内事例には含まれない。(注四) <https://www.kantei.go.jp/jp/conten/nk/kaiken.pdf>

二 決算・開示関連

中国に主要な子会社・事業拠点や取引先を有している企業を中心に、新型コロナウイルスの影響により、中国子会社・事業拠点の稼働が停止したため、連結会計処理の作業が遅延し、決算短信の公表が遅延する事例が報告されている(注五)。また、取引先に対する債権の回収可能性や事業の継続性に関する見通しが立たない等の理由によつて監査法人による監査その他決算手続が遅延し、株主総会の招集に間に合うタイミングでの計算書類の承認が難しくなるおそれも現に生じているようである。これから三月の定時株主総会を控える上場会社も相当数あり、また、多くの上場会社で三月の期末決算も迎えることを考えると、企業法務担当者にとつて頭を抱えなくなるような状況である。

なお、この関係では、金融庁は、二〇二〇年二月一〇日付けで「新型コロナウイルス感染症に関連する有価証券報告書等の提出期限について」を公表しており(注六)、新型コロナウイルスの影響に伴い、中国子会社への監査業務が継続できない場合等を「やむを得ない理由による」ものとして例示し、かかる場合等には、所管の財務(支)局に相談することを推奨している。また、国内の各金融商品取引所も、同日付けで新型コロナウイルスの影響を踏まえた適時開示の取扱いについての方針を公表している(注七)。

(注五) FHTホールディングス「開示事項の経過」二〇一九年一二月期決算短信公表の遅延に関するお知らせ(二〇二〇年二月一九日開示。 <https://www.fht-hd.com/images/stories/rv2020/20200219ht.pdf>)。

(注六) <https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20200210.html>

(注七) <https://www.fsa.go.jp/ordinary/coinavirus202001/press.html> 参照。

三 株主総会関係

新型コロナウイルスの拡大感染を回避するため、国内外の各種大規模イベントが中止または延期されているが、三月総会の開催時期が迫る中、感染拡大防止の観点から、株主総会の開催・運営方法についての工夫が必要になると思われる。定時株主総会の開催に当たっては、会場における感染防止のため、株主が実際に来場しなくとも株主総会の状況にアクセスできるように、たとえば、株主総会のインターネット

中継を導入し、株主には議決権行使書やインターネットによる議決権行使とともに、インターネットによる株主総会の視聴を促したり(注八)、長時間の総会にならないように不要な演出をやめ、決議を得るための迅速かつ効率的な総会運営の準備をしたりすること等が考えられる。また、株主席に余裕を持たせる、役員席と株主席の距離を保つ、会場の空気がこもらないように会場の風通しをよくする等の会場設営・運営上の工夫や配慮、会場係となる従業員の健康・安全確保、万が一体調不良者が出た場合のロジスティクスの工夫等、あらかじめ考えておく事項は多いものと思われる。

また、新型コロナウイルスの感染が今後さらに拡大する場合には、定時株主総会の開催延期を検討する場面が生じるかもしれないため、その可否についてもあらかじめ検討しておくことは有用であろう。これに関しては、二〇一九年東日本大震災(東北地方太平洋沖地震)の際に法務省が発表した解釈が参考になると思われる(注九)。ただし、上場会社では通常、期末配当の基準日を年度末とする旨を定款で定めているので、期末配当を実施するためには、結局、当該基準日から三カ月以内を効力発生日とする必要がある。したがって、取締役会ではなく、株主総会の決議で期末配当を決議する会社は、定時株主総会を延期するか否かの判断に際しては、期末配当の取扱いについても併せて検討する必要がある。

(注八) なお、経済産業省は二〇一九年二月二六日、インターネット等の手段を用いて株主が遠隔地から参加または出席する株主総会に関する「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド(案)」を作成・公表し、二〇二〇年二月七日までを期間として、パブリックコメントを募集した。経済産業省は、同月二六日付けで、その結果を踏まえて「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド」の成案を公表した(<https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200226001/20200226001.html>)。

(注九) 法務省「定時株主総会の開催時期について」(<http://www.moj.go.jp/his/ho/kohou/saigai0011.html>)。同「定時株主総会の開催時期に関する定款の定めについて」(<http://www.moj.go.jp/hisho/kohou/saigai0012.html>)。

四 従業員に対する安全配慮義務、自宅待機命令、休業手当等

使用者は労働者に対する安全(健康)配慮義務を負っていることから、職場・事業場における感染予防に向けた措置をとる必要がある。すでに、時差通勤の導入やテレワーク等を積極的に活用する例も多くみられる。本稿執筆時点において、わが国の現状は、一部の事業者でほぼ全社員を対象としたテレワーク(在宅勤務)の動きが出つつあるものの、中国の一部地域のようにすべてないし大部分の事業者で休業やテレワークが必要となる状況には至っていないが、万が一、そのような状況に至った場合に、わが国の労働法上どのような問題が生じるかについてあらかじめ整理しておくことは有用であると

考えられる。

企業の人事担当者としてより直近の問題としては、新型コロナウイルスの感染が疑われる症状のある従業員に対する対応や、休業時の休業手当の支払いの要否等がある。なお、厚生労働省は、二〇二〇年二月二一日付けで「新型コロナウイルスに関するQ&A(企業の方向け)」を公表しており、参考になる(注一〇)。

(注一〇) <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/seisaku/00007.html>

五 商取引契約関係

新型コロナウイルスの感染拡大により多くの企業のサプライチェーンが大きな影響を受けている。そのため、商取引契約において供給する製品が納期に間に合わなかったり、予定していた役務の提供が困難となったりするケースも相次いでいる。新型コロナウイルスの感染拡大による影響で債務不履行となる場合には、まず対象となる契約の準拠法を確認した上で、不可抗力に関する規定の有無、規定がある場合には具体的な内容を確認すべきである。他方で、新型コロナウイルスの影響があるため、すでに締結した契約関係を解消したいと考える状況もあるであろう。たとえば、新型コロナウイルスの発生が報告される前に締結した事業譲渡契約や株式譲渡契約に関して、感染拡大によって事業環境が大幅に変わってしまった場合などが考えられる。このような場合には、締結済みの

事業譲渡契約や株式譲渡契約に、重大な悪影響が生じた場合に取引のクロージングを阻止し、または契約解除を可能とする、いわゆるM.A.C.(Material Adverse Change)条項が規定されているか否か、もし規定されているとした場合には、当該条項を個別の事案に適用できるか否かを検討することになるだろう。また、そのような規定がなかった場合であっても、たとえば、日本法を準拠法とする契約であれば、事情変更の法理に基づく契約解除を主張する余地があるかないか、といった観点から検討することも考えられる。

六 資金繰りへの影響の対応

新型コロナウイルスの影響によって、企業の資金繰りに悪影響が出ることも懸念される。金融庁は、二〇二〇年二月七日付けで金融機関に対して、貸出先の事業者から経営維持のための必要資金の借入申込みや、貸付条件の変更等の申込みがあった場合には適切な対応に努めるべき旨の要請を出しているが(注一一)、企業としては資金繰りの悪化が見込まれる場合には、手遅れになってしまいう前に早めに金融機関とのリスク交渉その他の対応策を検討し、備えておくことが考えられる。

(注一一) <https://www.fsa.go.jp/news/r/1/ginkou/20200207.html>

(みとま・ひろし
くろだ・ゆたか)